

信用取引に関する説明書

平成 18 年 12 月 27 日改訂

この説明書を十分お読みいただいたうえ、信用取引を行ってください。

信用取引とは……

○信用取引は、お客様に一定の保証金(委託保証金)を当社に担保として差し入れていただき、売付けに必要な株券(*)および投資信託の受益証券(以下「株券等」と言います。)や買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸しして売買を行っていただく取引です。なお、お貸しした株券等や資金は、制度信用取引においてはあらかじめ定められた期限までに返済していただく必要があります、この期限を超えて信用取引を継続することはできません。一方、一般信用取引として当社が提供している「無期限信用取引」においては原則として返済期限を設定しておりません。ただし、「無期限信用取引」であっても、建玉銘柄について上場廃止、株式併合、株式分割、合併、株式交換、株式移転、会社分割等の措置がとられた場合や、売建玉につき株券等の調達が困難となった場合等は、当社が定める期日を返済期限とすることがあります。

(*)株券…この説明書では株券を中心に説明しておりますが、優先出資証券、投資信託の受益証券および投資証券につきましても、基本的に取扱は同じです。

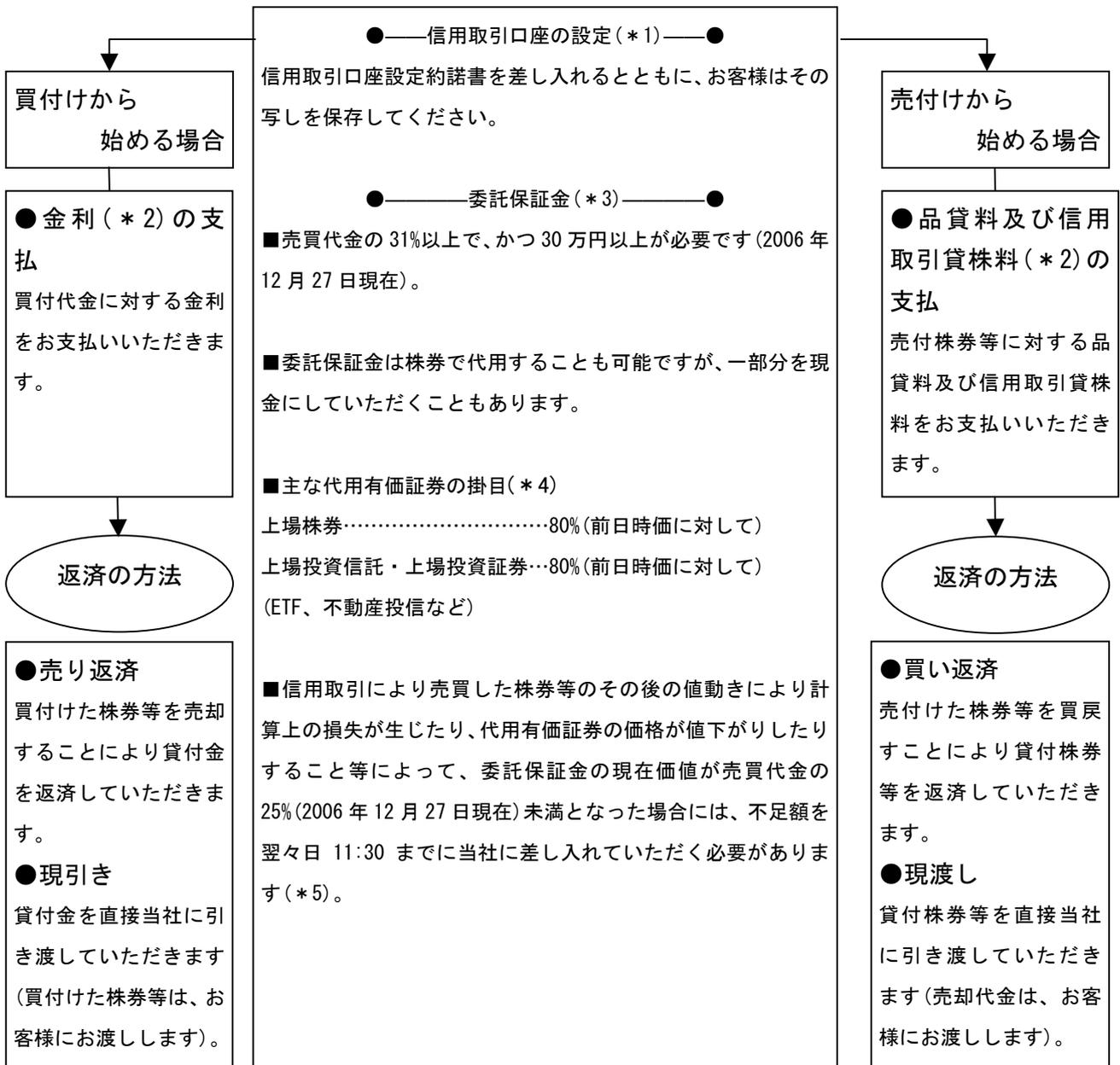
○信用取引には、2つの種類があります。具体的には、「制度信用取引」と「一般信用取引(無期限信用取引)」の2種類があります。この2つの信用取引の間には、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。なお、当社に信用取引による売買を発注される場合には、この2つのうちのどの信用取引を利用するのか明確に指示していただきますよう、お願いいたします。

○信用取引の利用が過度であると証券取引所が認める場合などには、委託保証金率の引上げなどの措置をとることがあります。

また、当社自身の判断によって、独自に委託保証金率の引上げや信用取引の利用制限、代用有価証券の掛目の変更または除外(以下「掛目の変更等」)などの措置を実施する場合があります。

○信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できますが、その一方で価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。したがって、信用取引を利用するときは、その仕組みをよく理解し、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。

信用取引の基本的な流れ



- *1 信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- *2 金利、信用取引貸株料の取扱については、お客様と当社との合意によって決定されますので、事前に当社にご確認ください。
- *3 委託保証金率および代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、証券取引所による変更、および当社判断による変更が行われることがありますので、ご注意ください(委託保証金率は2006年12月27日現在31%です)。
- *4 証券取引所が上場廃止を決定し整理ポストに割当てられた銘柄は、原則として代用不適格となり、信用取引の担保にご利用できません。また、その適用は、証券取引所が整理ポストに割当て代用

不適格とすることを公表した日からとなります。

- *5 お客様の委託保証金の現在価値が売買代金の25%を下回って追加保証金が発生しており、かつ委託保証金率の現在価値が10%を下回っている場合、お客様は発生日の翌営業日11:30までに不足額(追加保証金)を差し入れる必要があります。

当社の判断により代用有価証券の掛目の変更等を行う場合について

当社の判断により掛目の変更等を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容をご通知し、変更後の掛目(または除外)の適用日につきましては、通知した日の翌々週の最終営業日引け後からとします。ただし、下記④の事象の場合において、当社が必要と認めたときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします(「信用取引・無期限信用取引ルール」代用有価証券の項目をご参照ください)。

①「継続企業の前提に関する重要な疑義」について財務諸表上に一定期間以上掲載されている場合

②証券取引所が監理ポストに割当てを行うことを発表し、割当ての理由が次の項目に該当する場合

- ・債務超過
- ・虚偽記載または不適正意見
- ・銀行取引の停止
- ・破産手続、再生手続、更生手続または整理
- ・営業活動の停止(停止となる営業の範囲、停止期間により規制を行わない場合があります。)
- ・公益または投資者保護のため

③整理ポスト割当銘柄のうち、割当ての理由が株式交換、株式移転等であり、かつ証券金融会社が代用評価を行わない場合(*)

*通常、上場廃止が決定し整理ポストに割当てられた銘柄は、証券取引所の公表日以降、信用取引の担保として利用できませんが、株式交換、株式移転等による上場廃止の場合、例外的に引き続き代用株券として信用取引の担保となることがあります(ただし、株式交換、株式移転等による上場廃止の場合であっても、証券金融会社が代用評価を行わない場合は当社の代用有価証券の掛目は0%の評価とします)。

④明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生した場合

特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができないと当社が認めた場合

明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等の事例(揭示の内容は事象のうちのごく一部です。詳細は「信用取引・無期限信用取引ルール」代用有価証券の項目をご参照ください。)

- ・重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合
- ・業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
- ・突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合
- ・行政庁による法令等に基づく処分または行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合
- ・その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合

⑤代用評価の変更対象銘柄と密接な関係(人的関係、資本関係等)が認められる場合
代用評価の変更対象銘柄に該当する銘柄と人的、資本的に密接な関係が認められる場合、①から④の理由に直接該当しない場合であっても代用評価の変更対象銘柄に選定することがあります。

制度信用取引について

●制度信用取引とは、証券取引所に上場している株券等を対象とし、品貸料および返済期限等が証券取引所の規則により一律に決定されている信用取引です。また、制度信用取引によって行った売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付株券等および買付代金を証券取引所の決済機構を通じて借り入れること(貸借取引)ができます。

●制度信用取引ができる銘柄は、株券のうち、証券取引所が決めた銘柄(制度信用銘柄)に限られます。なお、制度信用銘柄を対象とした買付であれば、貸借取引により当社が買付代金を借り入れることは原則として可能ですが、売付株券を借り入れることができるのは、制度信用銘柄のうち、証券取引所が決めた銘柄(貸借銘柄)に限られます。

●制度信用取引の返済期限は6か月と決められており、6か月を超えて制度信用取引を継続することはできません。

●制度信用取引における金利は、お客様と当社との合意によって決定されることとなりますので、事前に当社にご確認ください。

また、貸借銘柄について、証券金融会社において株不足(貸借取引残高において貸株数が融資株数を上回った状態)が生じ、この株券を調達するための費用がかかった場合には、売り方は品貸料(いわゆる逆日歩)を支払い、買い方はこれを受け取ることとなります。

●制度信用取引について売り方のお客様からお支払いいただく信用取引貸株料は、品貸料とは異なり、買い方のお客様がこれを受け取るものではありません。

なお、信用取引貸株料等の信用取引に係るコストについては、取引の開始の際に説明いたします。

●制度信用取引によって売買している株券が、株式分割による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、証券取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行うことで、売り方・買い方双方の不公平をなくします(株式分割の場合の権利処理は、分割比率によってその方法が異なります)。

1. 売買単位の整数倍の新株式が割当てられる株式分割の場合(分割比率 1:2 等)

株式分割の分割比率に応じて、制度信用取引の売付けまたは買付の数量を増加し、建単価(約定値段)を減額します。

2. 上記以外の株式分割の場合(分割比率 1:1.5 等)

証券取引所が定める権利処理価格の分を最初の建単価(約定値段)より引き下げます。

●配当金相当額については、その株式の配当金が確定したあと(通常、配当落ちの約3か月後)、配当落調整額を買い方は受取り、売り方は支払うこととなります。

<ご注意>

制度信用取引では、お客様が買付けた株券は、担保として証券会社に留保され、さらに、貸借取引を

利用した場合には証券金融会社に留保されます。当該株券に株式分割による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等の権利が付与された場合、当該権利の行使をお客様が直接行うことができないため、上記のように証券取引所が制度信用取引の権利の処理についてルールを定めています。

なお、制度信用取引を行っている銘柄にこれらの権利が付与された場合でも、①事実上譲渡が禁止されるなど権利の引渡しができない場合、②権利行使を特定の条件に合致する株主のみに限定している場合など、譲渡性および換金可能性、権利の行使に付された条件等を勘案して権利の処理を行うことが事実上不可能となりますので、当該権利の処理を行わない場合があります。また、権利の価値が事実上無価値または無価値に等しい場合には権利処理を行う必要性がないと言えます。

このように、権利の処理を行わない場合において、売り方・買い方間に不公平が生じ、制度信用取引を継続することが適当でないと認められるときには、制度信用取引の返済期限(6 か月)の定めにかかわらず、証券取引所により返済期限の変更(返済期限の繰上げ)が行われることがありますので、ご注意ください。

- 証券金融会社は、貸借銘柄について、株券の調達が困難となるおそれが生じた場合には、貸株利用につき注意を喚起することがあります。また、株券の調達が困難となった場合には、貸株利用の制限または停止の措置を行うことがあります。この場合には、制度信用取引による新規の売付けや、買付けた銘柄の売却・現引きによる返済ができないことがあったり、制約されたりすることがあります。

一般信用取引(無期限信用取引)について

- 一般信用取引(無期限信用取引)とは、証券取引所に上場している株券を対象としますが、品貸料および返済期限等は、お客様と当社との間で自由に決定することができる信用取引です。しかし、一般信用取引(無期限信用取引)によって行った売買の決済のために、貸借取引を利用することはできません。
- 株券であれば、上場廃止基準に該当した銘柄、および当社が独自に取引を制限している銘柄を除いたものが、一般信用取引(無期限信用取引)を利用することが可能な銘柄となります。なお、証券取引所の売買状況等により、特定の銘柄について一般信用取引(無期限信用取引)の利用を禁止する場合があります。
- 一般信用取引(無期限信用取引)における品貸料、返済期限および金利は、お客様と当社との合意によって決定されることとなりますので、一般信用取引(無期限信用取引)を利用されるお客様は事前に当社にご確認ください。
- 無期限信用取引において上場廃止、株式分割、合併、株式交換、株式移転等等の事象が発生した場合、弁済期限を設定することがあります。この点についても、事前に当社にご確認くださいようお願いいたします。
- 一般信用取引(無期限信用取引)によって売買している株券について株式分割による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理についても、証券金融会社を通じた処理ができないため、お客様と当社との合意によることとなります。当社では原則として証券取引所の取扱に準じた取扱を行います。株式分割等の場合において期日の設定を行う場合があるなど、当社独自の制約がありますので、この点についても、事前に当社にご確認くださいようお願いいたします。

<ご注意>

一般信用取引(無期限信用取引)においても、お客様が買い付けた株券は、担保として当社に留保されるため、制度信用取引の場合と同様に、当該株券に株式分割による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等の権利が付与された場合、当該権利の行使をお客様が直接行うことができません。売買単位の整数倍の新株式が割当てられる株式分割の場合(分割比率 1:2 等)については原則として、証券取引所と同様の処理を行います。分割比率が 1:1.5 等の場合、証券金融会社を通じた処理ができないため、一般信用取引(無期限信用取引)の権利の処理については独自のルールを定めています(「信用取引・無期限信用取引ルール」株式分割時の信用建玉の項目を参照)。

なお、一般信用取引(無期限信用取引)を行っている銘柄にこれらの権利が付与された場合でも、当社の与信管理上の判断から、一般信用取引(無期限信用取引)を継続することが困難であると認められるときには、一般信用取引(無期限信用取引)には期限の定めがありませんが、当社の判断により返済期限の設定(返済期限の繰上げ)を行いますので、ご注意ください。

- 一般信用取引(無期限信用取引)は、当社における株券等の調達が困難になったという理由で制約を受

けることがあります。また、一般信用取引(無期限信用取引)の売建玉について当社における株券の調達が困難となった場合等は、一定の催告期間を設定(但し、緊急かつやむを得ない事由がある場合は、催告期間を置かないことができる)したうえで、当社が定める期日を弁済期限(信用期日)として設定することがあります。

- 一般信用取引(無期限信用取引)として始めた信用取引を途中で制度信用取引に変更したり、逆に制度信用取引として始めた信用取引を途中で一般信用取引(無期限信用取引)に変更することはできません。

ぜひ注意していただきたいこと

- ①信用取引口座を開設する際には、「信用取引口座設定約諾書」に必要事項を記入のうえ、署名(法人口座はご捺印も必要です)して当社に差し入れてください。
信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書については十分お読みいただき、その写しを保管してください。
- ②信用取引で注文する際は、必ず「信用取引で」と明示してください。また、その際、制度信用取引を行うのか、一般信用取引(無期限信用取引)を行うのかの別も明示してください。なお、その際に決めた信用取引の種別については、途中で変更できませんので、注意してください。
- ③信用取引で売買した株券が、その後の値動きで計算上大きな損失が出たり、委託保証金代用有価証券が値下がりしたり、または掛目の変更等により、委託保証金の率が25%(2006年12月27日現在)未満になったときは、不足額(追加保証金)を翌々営業日11:30までに差し入れていただきます(場合によっては、委託保証金の率が25%(2006年12月27日現在)未満にならなくても追加保証金を差し入れていただくことがあります)。また、委託保証金の率が10%を下回っている場合、お客様は不足額(追加保証金)を発生日の翌営業日11:30までに差し入れる必要があります。追加保証金が発生した場合、会員画面内で必要入金額を連絡します。原則、電話連絡は行いませんので、信用取引を行っているお客様は、常に会員画面を確認いただきますようお願いいたします。
- ④追加保証金の差し入れは発生時の委託保証金の率によって異なります(25%未満で発生した場合は翌々営業日の11:30、10%を下回って発生した場合は翌営業日11:30が期限となります)。それぞれの場合の期限までに追加保証金の差し入れが行なわれない場合、当社の任意により、お客様の口座の全信用建玉を決済します。
- ⑤証券取引所は信用取引の過度の利用を未然に防止するため、日々公表銘柄制度を設け、日々公表銘柄に関するガイドラインに該当した銘柄を「日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。
- ⑥信用取引の利用が過度であると証券取引所が認める場合には、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります(証券取引所が公表している「日々公表銘柄に関するガイドラインおよび信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」をご参照ください)。
- ⑦お客様が当社に差し入れた委託保証金については、当社自身の財産とは分別して保管されています。従って、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。
これに対して、信用取引によって買付けた株券および信用取引によって株券を売付けた場合の代金については、このような分別保管の対象とはなっていません。従って、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り返済・買い返済および現引き・現渡しによる信用取引の返済ができなくなる可

能性があります。このため、このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、証券取引所が定めた株価等をもって金銭により清算を行っていただくこととなります。この場合において、お客様の当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知ください。

⑧適格機関投資家(これに類する外国法人を含む)が信用取引の売付けを行う場合およびそれ以外の投資家が行う信用取引の売付けのうち、売付け 1 回あたりの数量が証券取引所の定める売買単位の 50 倍を超える場合には、「有価証券の空売りに関する内閣府令」により価格規制を受けることとなりますので、ご注意ください。

⑨その他、「ネットストック信用取引規程」「信用取引・無期限信用取引ルール」「一般信用取引に関する確認書」等をお読みいただき、信用取引を十分にご理解いただいたうえでご利用ください。

以上